

キャンパスの禁煙について

同志社大学はキャンパス内全面禁煙を目指した取り組みを推進します。

受動喫煙防止のため

- **建物内禁煙(個人研究室も含む)**
- **屋外の指定された喫煙場所以外禁煙**です。
指定された喫煙場所も漸次減少させていきます。

◎ 実現のために、学生・教職員全員の理解と協力を求めます。

喫煙マナーを守りましょう！ 非喫煙者に十分配慮を！

1. 屋外の「喫煙場所」のみで喫煙
2. 歩きたばこ**禁止**
3. たばこのポイ捨て**禁止**



たばこの規制に関わる法律及び条約(抜粋)

未成年者喫煙禁止法(1900年)

- ・未成年者はたばこを吸ってはならない。
- ・未成年者にたばこを売ってはいけない。
- ・未成年者の喫煙を黙認した大人も罰せられる。

健康増進法(2003年)第25条 受動喫煙の防止

- ・学校・体育館・病院・劇場・観覧場・集会場・百貨店・事務所・官公庁施設・飲食店
その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙(室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう)を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

WHOたばこ規制枠組み条約 FCTC(2005年発効)

- ・職場等の公共の場所における受動喫煙を防ぐ効果的な措置をとる
- ・たばこの広告、販売促進及び後援(スポンサーシップ)の禁止または制限
- ・健康被害が少ないと誤解を与える表示の規制
- ・たばこ包装上の警告表示掲載
- ・未成年者に対するたばこの販売を禁止するための効果的な措置をとる

同志社大学保健センターでは、禁煙外来、禁煙支援をしています。